4．誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

目標（１４）家庭の経済状況や地理的条件への対応

教育の機会均等に向け，家庭の経済状況や地理的条件によって，子供が進学等を断念することがないよう，家庭の教育費負担の軽減を図るとともに，幼児期や小学校低学年の時期から子供の学びをきめ細かく支援し，セーフティネットを構築する。

（測定指標）
- **生活保護世帯に属する子供，ひとり親家庭の子供，児童養護施設の子供の高等学校等進学率，大学等進学率の改善**
- **経済的な理由による大学等中退者・高校中退者の減少**

（参考指標）
- **大学進学率の地域間格差について，地理的状況，経済的状況，県内・近隣圏域における就職可能性などの要素を総合的に分析して，地域ごとの課題を把握し，対処していくためのフォローアップの手法を開発。**

○　教育へのアクセスの向上，教育費負担の軽減に向けた経済的支援

・　子供たちの誰もが，家庭の経済事情にかかわらず，未来に希望を持ち，それぞれの夢に向かって頑張ることができるよう，教育費の負担軽減を図る。

幼児教育について，３歳から５歳までの全ての子供たちの幼稚園，保育所，認定こども園の費用の無償化措置を平成 31（2019）年 10 月から全面的に実施することを目指す。

義務教育に係る教育費について，国公立学校の授業料や国公私立学校の教科書が無償とされていることに加え，経済的困難を抱える家庭に対して就学援助を引き続き実施し，適切な教育機会の確保を図る。また，私立小中学校等に通う児童生徒への支援に関する調査研究を進める。

後期中等教育段階に係る教育費について，高等学校等の授業料を高等学校等就学支援金により支援するとともに，低所得世帯の授業料以外の教育費について，高校生等奨学給付金による負担軽減を図る。年収 590 万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化（現行の高等学校等就学支援金の拡充）については，消費税使途変更による，現行制度・予算の見直しにより活用が可能となる財源をまず確保する。その上で，消費税使途変更後の平成 32（2020）年度までに，現行制度の平年度化等に伴い確保される財源など，引き続き，政府全体として安定した財源を確保しつつ，家庭の経済状況にかかわらず，幅広く教育を受けられるようにする観点から，年収 590 万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。

高等教育段階に係る教育費について，貸与基準を満たす希望者全員への無利子奨学金の貸与に加え，真に必要な子供たちに限って平成 32（2020）年４月から高等教育の無償化を実現するため，授業料の減免措置の拡充と併せ，給付型奨学金の支給額を大幅に増やす。また，大学改革や教育研究の質の向上と併せて，HECS[85]等諸外国の事例も参考としつつ，中間所得層におけるアクセスの機会均等について検討する。

○　学校教育における学力保障・進路支援，福祉関係機関等との連携強化

・　家庭環境や住んでいる地域に左右されず，学校に通う子供の学力が保障されるよう，少人数の習熟度別指導や補習・補充学習等の取組を行うため，学校の指導体制を充実し，きめ細かな指導を推進するとともに，全国学力・学習状況調査等も参考にしながら，家庭の社会経済状況と学力や進学率等との関係の分析方法の在り方について調査研究を進める。

・　児童生徒の心理に関して高度な専門的知見を有するスクールカウンセラーの配置推進を図る。さらに，学校を窓口として，貧困家庭の子供等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう，地方公共団体へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進し，必要な学校において活用できる体制を構築し，福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図る。

・　高等学校における中退防止に向けた取組の推進や，各大学等における，悩みを抱える学生の支援担当者の大学間ネットワーク構築促進等により，進路支援・就学継続を図る。

○　地域の教育資源の活用

・　経済的な理由や家庭の状況により，家庭での学習が困難である等，学習が遅れがちな中学生・高校生等に対して，地域住民等の協力等による学習支援の全国的な推進を図る。

・　社会教育施設を活用した読書習慣の定着等の教育格差解消に向けた活動，家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組を通じた課題別の効果的な支援等を推進し，成果の普及を図る。

○　学校給食及び食育の推進【一部再掲】

・　学校給食法の目的に基づき，学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り，適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。

○　へき地や過疎地域等の児童生徒等への就学支援

・　スクールバス・ボートの購入や遠距離通学費への補助等，小・中学校への就学支援を引き続き実施する。また，高等学校が設置されていない離島から高等学校に通学する生徒に対し，通学費や居住費等の就学支援を引き続き実施する。

○　東日本大震災をはじめとした災害への対応

・　東日本大震災をはじめとした災害に対して，学校再開の支援，災害の影響の及ぶ児童生徒等への心のケアや学習支援，就学支援などの教育環境の確

[85] 在学中は授業料の支払いを要せず，卒業後，支払い能力に応じて所得の一定割合を返納する，オーストラリアの仕組み（Higher Education Contribution Scheme）。